

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	1,409	買掛金	5,332
受取手形	25	契約負債	572
預け金	10,499	リース債務	1,315
売掛金	11,908	未払金	1,673
商品及び製品	2,535	未払費用	1,260
仕掛品	1,426	事業再編引当金	875
原材料及び貯蔵品	2,559	未払法人税等	1,924
未収入金	4,554	役員賞与引当金	86
貸倒引当金	△7	預り金	19
その他	298	資産除去債務	146
流動資産合計	35,210	その他	53
固定資産		流動負債合計	13,260
有形固定資産		固定負債	
建物（純額）	311	事業再編引当金	2,826
構築物（純額）	0	リース債務	1,459
機械及び装置（純額）	226	役員退職慰労引当金	126
車両運搬具（純額）	0	資産除去債務	664
工具、器具及び備品（純額）	2,722	固定負債合計	5,076
建設仮勘定	28	負債合計	18,337
有形固定資産合計	3,288		
無形固定資産		純資産の部	
ソフトウェア	139	株主資本	
その他	52	資本金	100
無形固定資産合計	192	資本剰余金	
投資その他の資産		その他資本剰余金	11,560
投資有価証券	226	資本剰余金合計	11,560
関係会社株式	2,022	利益剰余金	
繰延税金資産	3,849	利益準備金	347
その他	466	その他利益剰余金	
貸倒引当金	△32	建物圧縮積立金	21
投資その他の資産合計	6,533	別途積立金	25,254
		繰越利益剰余金	△10,449
		利益剰余金合計	15,174
		株主資本合計	26,834
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	52
		評価・換算差額等合計	52
固定資産合計	10,014	純資産合計	26,887
資産合計	45,224	負債純資産合計	45,224

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 令和7年3月31日法務省令第14号）に基づいて計算書類を作成しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの…決算日の市場価格等に基づく時価法
取得原価と時価との差額の処理方法……………全部純資産直入法
売却時の売却原価の算定方法……………移動平均法による原価法
 - ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ等
 - デリバティブ……………時価法
 - (3) 棚卸資産
 - ・製品・仕掛品……………個別法および総平均法による原価法
 - ・原材料・貯蔵品……………先入先出法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法で計算しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・ソフトウェア
 - ・市場販売目的……………見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
 - ・自社利用……………社内における利用可能期間（主として5年～6年）に基づく定額法を採用しております。
 - ・その他無形固定資産…定額法
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金又は前払年金費用
原則法を採用しています。
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
・数理計算上の差異の処理方法…定額法（従業員の平均残存勤務期間）で按分した額を償却しています。
なお、前払年金費用399百万円は、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末時点での要支給額を計上しております。
 - (5) 事業再編引当金
事業構造改革関連の支出に備えるため、その見込み額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

(1) サービスに関する収益

サービスの提供は、通常、(a)当社が顧客との契約における義務を履行することにより、顧客が便益を享受する、(b)当社が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、それにつれて、顧客が当該資産を支配する、又は、(c)当社が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、当社が履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している場合のいずれかに該当するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であります。サービスの収益は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は当該進捗度に基づいて、進捗度を合理的に見積ることができるが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで原価回収基準により、認識しております。

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約（システムインテグレーション等）では、契約の履行において、当社でコストが発生し、作業が進捗していくに伴い、当該顧客のためのオーダーメイドなサービスが完成に近づき、顧客が使用できる状態に近づいていくため、原則としてプロジェクト見積総原価に対する当事業年度末までの発生原価の割合で進捗度を見積る方法に基づいて収益を認識しております。

契約開始時に当社が履行する義務に関してマイルストーンが定められている場合は、当該マイルストーンの達成に基づいて収益を認識しております。

継続して役務の提供を行うサービス契約（アウトソーシングサービス、保守サービス等）は、顧客の要求に応じたサービスを契約期間にわたって提供しております。顧客の要求に迅速に対応するため常に役務が提供できる状態で待機しておく必要があることから役務の提供は待機状態も含めた一定の期間にわたって行われているため、サービスが提供される期間に対する提供済期間の割合で進捗度を見積る方法に基づいて収益を認識しております。

アウトソーシングサービス、保守サービス等のうち単位あたりで課金するサービス契約では、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で、収益を認識しております。

(2) ハードウェア・プロダクトに関する収益

ハードウェア・プロダクトを単体で提供する場合は、通常、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでないため、一時点で充足される履行義務であり、その支配を顧客に移転した時点で、取引価格のうち履行義務に配分した額を収益として認識しております。支配が顧客へ移転した時点を決するにあたり、(a)資産に関する対価を収受する現在の権利を有している、(b)顧客が資産に対する法的所有権を有している、(c)資産の物理的占有を移転した、(d)顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い経済価値を享受している、(e)顧客が資産を検収しているか否かを考慮しております。

金融機関向け自動機、営業店端末、公営競技向け端末などのハードウェアの販売による収益は、原則として、顧客の検収時に認識しております。

海外向けリサイクルユニットなどのハードウェアの販売による収益は、原則として、当該ハードウェアに対する支配が顧客に移転する引渡時に認識しております。

(3) ライセンスに関する収益

ライセンスの提供は、(a)顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を行うことを契約により定められている又は顧客により合理的に期待されている、(b)上記活動により、顧客が直接的に影響を受ける、(c)上記活動の結果として、当社の活動が生じたとしても、財又はサービスが顧客に移転しない、という要件をすべて満たす場合には、知的財産にアクセスする権利（アクセス権）として一定期間にわたり収益を認識し、いずれかを満たさない場合には、知的財産を使用する権利（使用权）として一時点で収益を認識しております。

当社における主なライセンスであるソフトウェアについては、通常、供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を著しく変化させる活動又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わず、上記のいずれの要件も満たさないため、使用权として一時点で収益を認識しております。

ソフトウェアがクラウド・サービス上で提供される場合には、通常、それらを単一の履行義務として、クラウド・サービスの収益と同じ時期で収益を認識しております。

ソフトウェアをソフトウェア・サポートと合わせて販売している場合には、通常、それぞれ別個の履行義務として、ソフトウェアにかかる収益とソフトウェア・サポートにかかる収益は別個に認識しております。ただし、ソフトウェア・サポートが提供されない限り当該ソフトウェアの便益を顧客が享受することができない場合には、例外的に単一の履行義務として、ソフトウェア・サポートの収益と同じ時期で収益を認識しております。

単品で販売しているソフトウェアのアップグレード権については、通常、ソフトウェアと当該アップグレード権を別個の履行義務として、当該アップグレード権を提供した時点で収益を認識しております。一方、ソフトウェアのアップグレード権がソフトウェア・サポートと統合された形で提供されている場合には、それらを単一の履行義務として、サービスの収益認識と同じ時期で収益を認識しております。

6. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

【当期純損失金額】

▲1,008百万円（単位未満切り捨て）